

建築基準法第 5 1 条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置	面積	備考
西日本家電リサイクル株式会社 代表取締役 吉良 英司	北九州市若松区 響町 1 丁目 6 2 番地 1 5 号・2 3 号	敷地面積 26,907.83 m ² 建築面積 10,223.22 m ² (新築部分 2,352.50 m ²) 延床面積 12,351.96 m ² (新築部分 2,966.80 m ²)	処理施設： ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設） 廃プラスチック類の破碎施設（産業廃棄物処理施設） (今回許可対象施設) 施設の種類及び処理能力：(24 時間) ごみ処理施設 300.0 t/日 廃プラスチック類の破碎施設 300.0 t/日 (既存の許可施設) 施設の種類及び処理能力 当初 軽微な変更 (16 時間) (24 時間) ごみ処理施設 120.0 t/日 180.0t/日 廃プラスチック類の破碎施設 120.0 t/日 180.0t/日

(理由) 申請者は、平成 11 年 3 月に建築基準法第 5 1 条ただし書き許可を受け、一般廃棄物（ごみ処理施設）、産業廃棄物（廃プラスチック類の破碎施設）の処理を行ってきた。
今回、新たな破碎機を設置し、処理能力が増加することから、改めて建築基準法第 5 1 条ただし書きによる許可を行うもの。

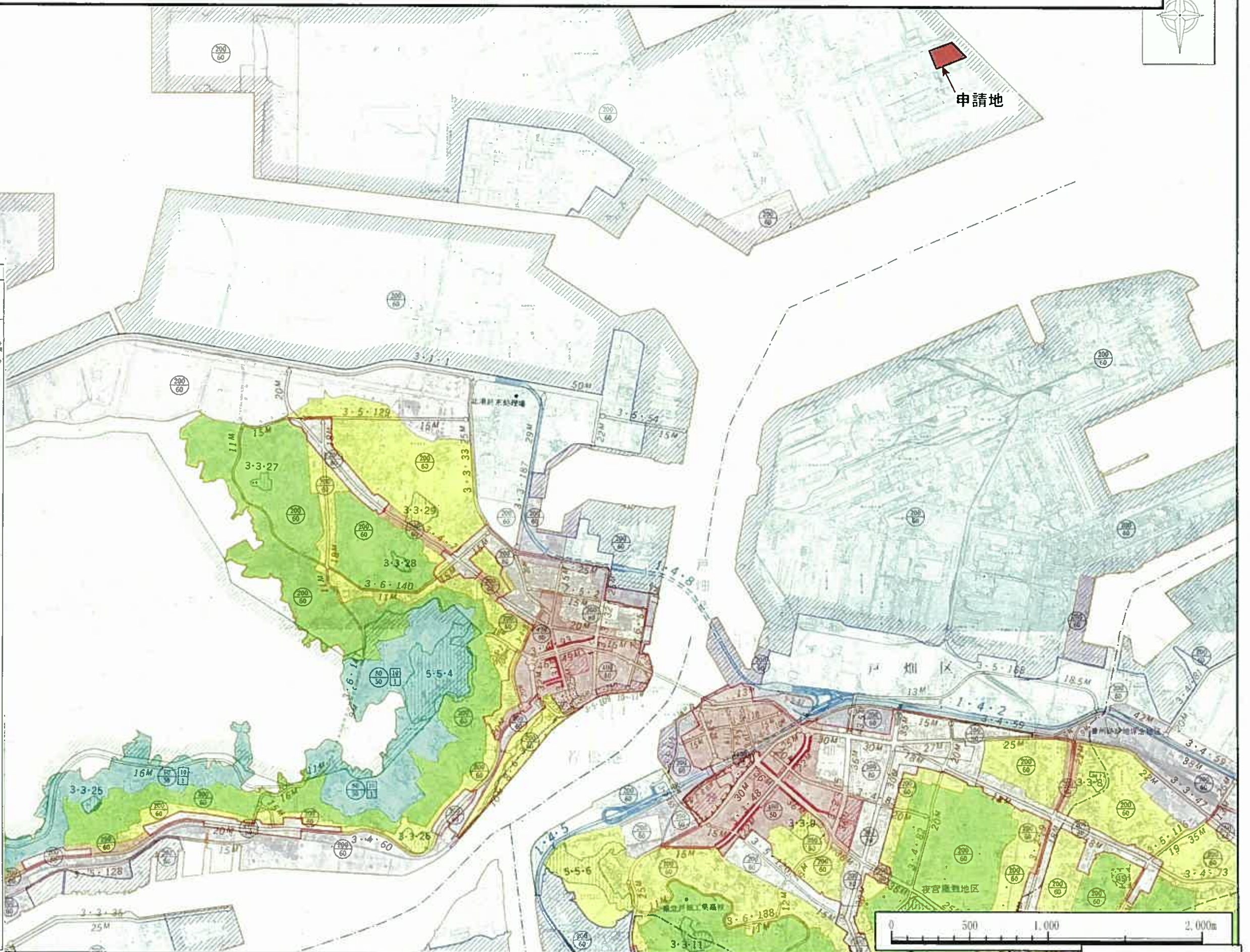
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

用途地域図 S=1/25,000

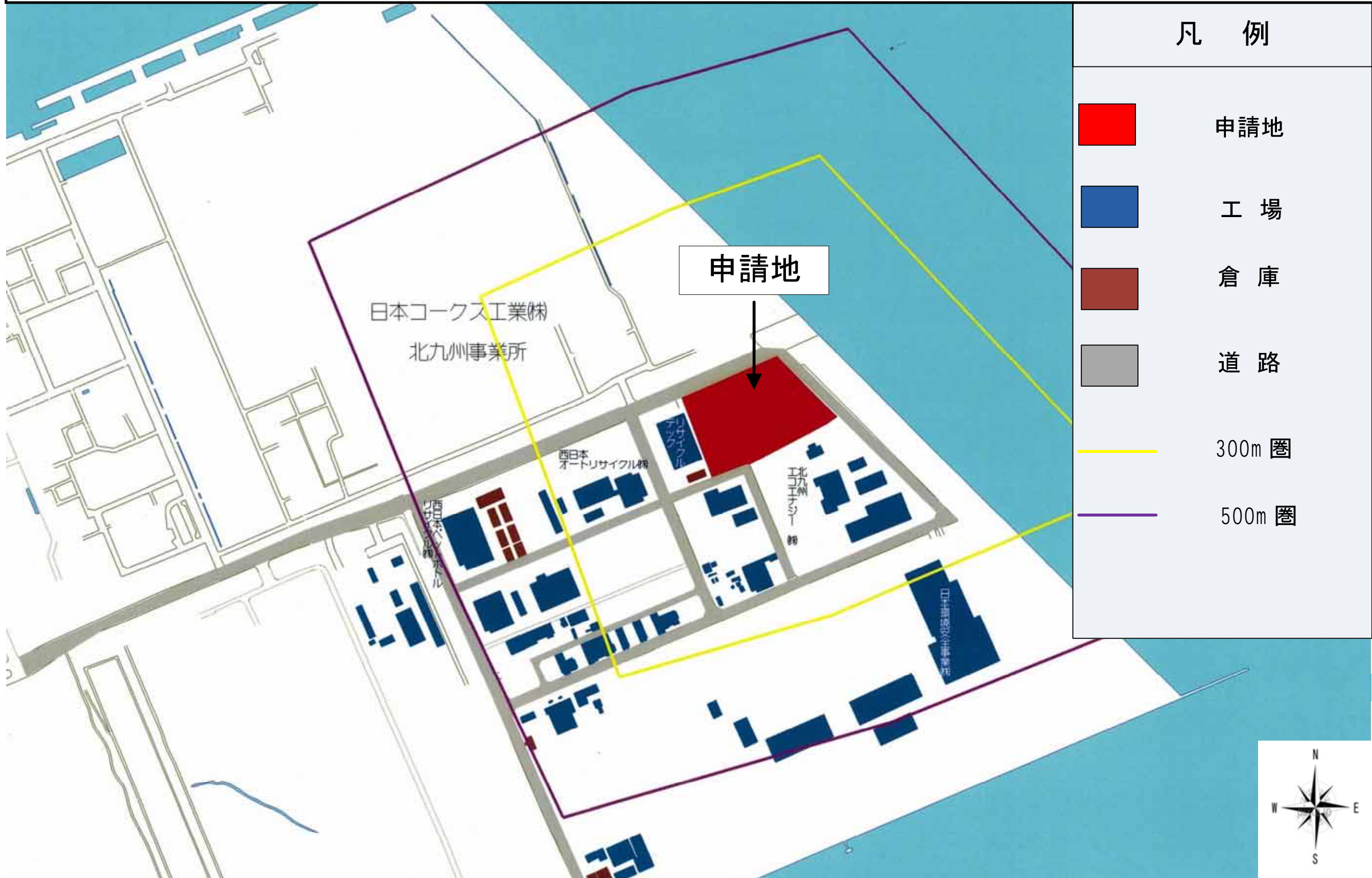


申請地

凡 例		
種別	名称	概要
---	都市計画区域	
---	市街化区域	
■	第1種低層住居専用地域	高さ制限10M以下 敷地からの容積率 1MFL以下
■	第2種低層住居専用地域	1.高さ制限10M以下 敷地からの容積率 2MFL以下 2.高さ制限10M以下
■	第1種中高層住居専用地域	
■	第2種中高層住居専用地域	
■	第1種住居地域	
■	第2種住居地域	
■	準住居地域	
■	近隣商業地域	
■	商業地域	
■	準工業地域	
■	工業地域	
■	工業専用地域	
○	上段容積率(%)	
○	下段容積率(%)	
○	上段高さの最高限度(M)	
○	下段外壁の後退距離(M)	
□	地区計画区域	
□	特別工業地区	
□	高度地区	前高層住居専用地域 (道路幅員より 1.5M)
□	高度利用地区	
□	防火地域	
□	防火地域(集団)	防火地域及び消防 団地を除く市街 の令では、建築基 準法51条の用途地 域
□	準防火地域	
□	風致地区	容積率10%、高 さ制限10M、外壁 後退1.5M
□	駐車場整備地区	
□	臨港地区	
□	緑地保全地区	
□	都市計画公園 緑地・運動場・公園	
□	都市計画道路	
□	都市高速鉄道	
□	自動車専用道路	
□	九州自動車道	
□	市界	
□	区界	



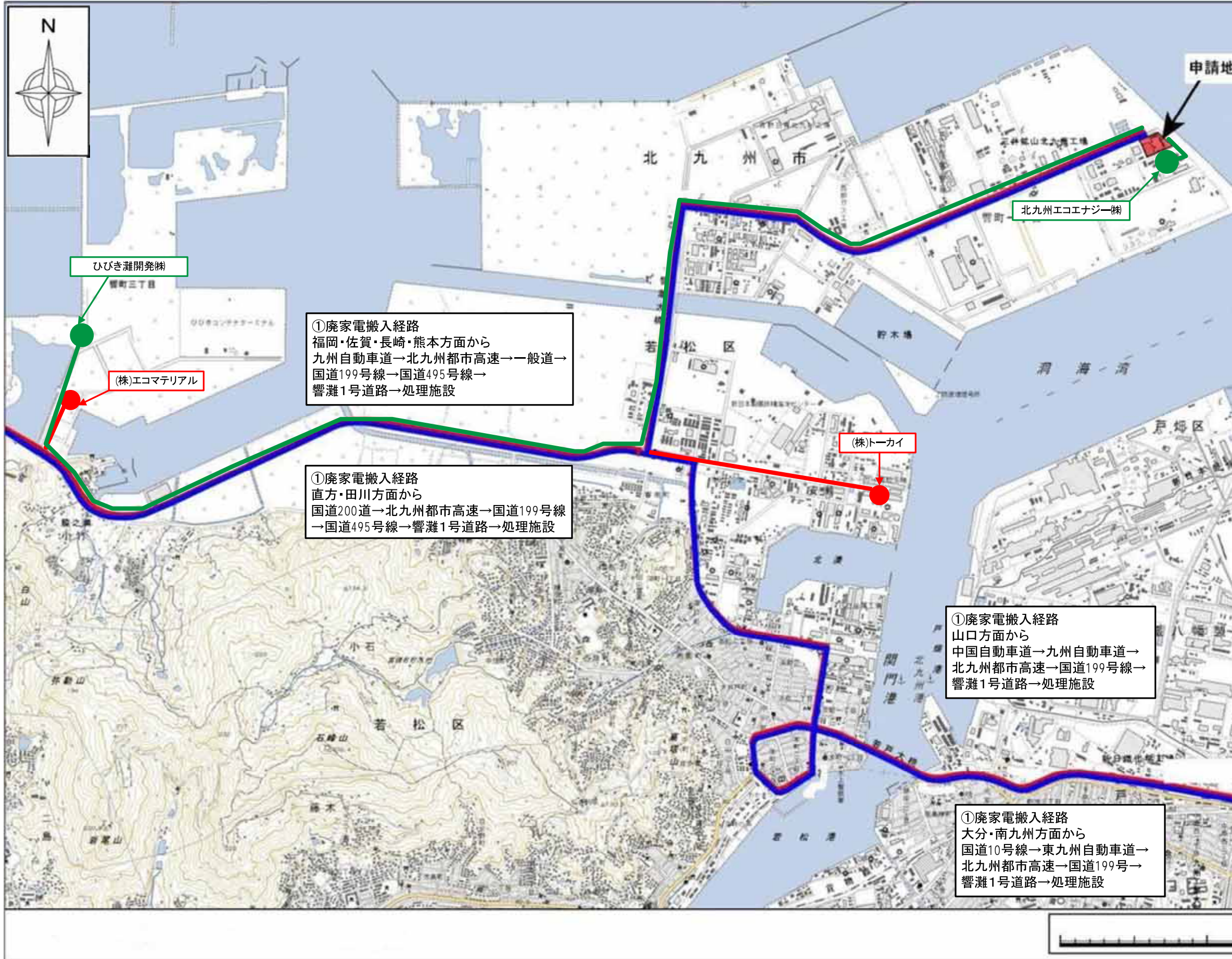
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 付近見取図 S=1/6,000



凡 例	
	申請地
	工場
	倉庫
	道路
	300m 圏
	500m 圏



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 運搬計画(搬出入経路図) S=1/30,000



(1) 搬送経路

①搬入	廃家電	幹線道路であり、繁華街、住宅地はない。
②搬出	鉄・非鉄プラスチック等の有価物	(②の搬出経路は搬入経路の逆方向である。)

(2) 搬入出货量 (t/日)

搬入	廃家電	120
搬出	鉄・非鉄プラスチック等の有価物	120

(3) 搬入出車両台数(最大)

	搬入台数	搬出台数	合計
現状	47	12	59
今回申請	59	20	79
増加数	+12	+8	+20

(4) 搬入物の起点及び終点

起点	終点
北九州・福岡及び北部九州エリア・山口エリア・南九州エリアのメーカー指定引取場所	申請地

(5) 搬出物の起点及び終点

	起点	終点
①売却搬出	申請地	金属(鉄系) (株)トーカイ若松工場
	申請地	金属(非鉄系) 日栄商事(株)(門司)
	申請地	福岡県内のプラスチック再生業者(株)エコマテリアルなど) 関西地区のプラスチック再生業者
②最終処分	申請地	ウレタン・ダスト類 北九州エコエナジー(株)
	申請地	汚泥・ガラスくず ひびき灘開発株

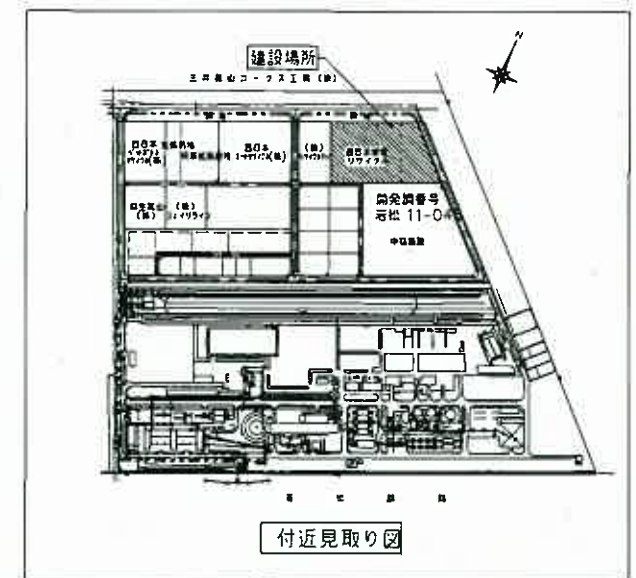
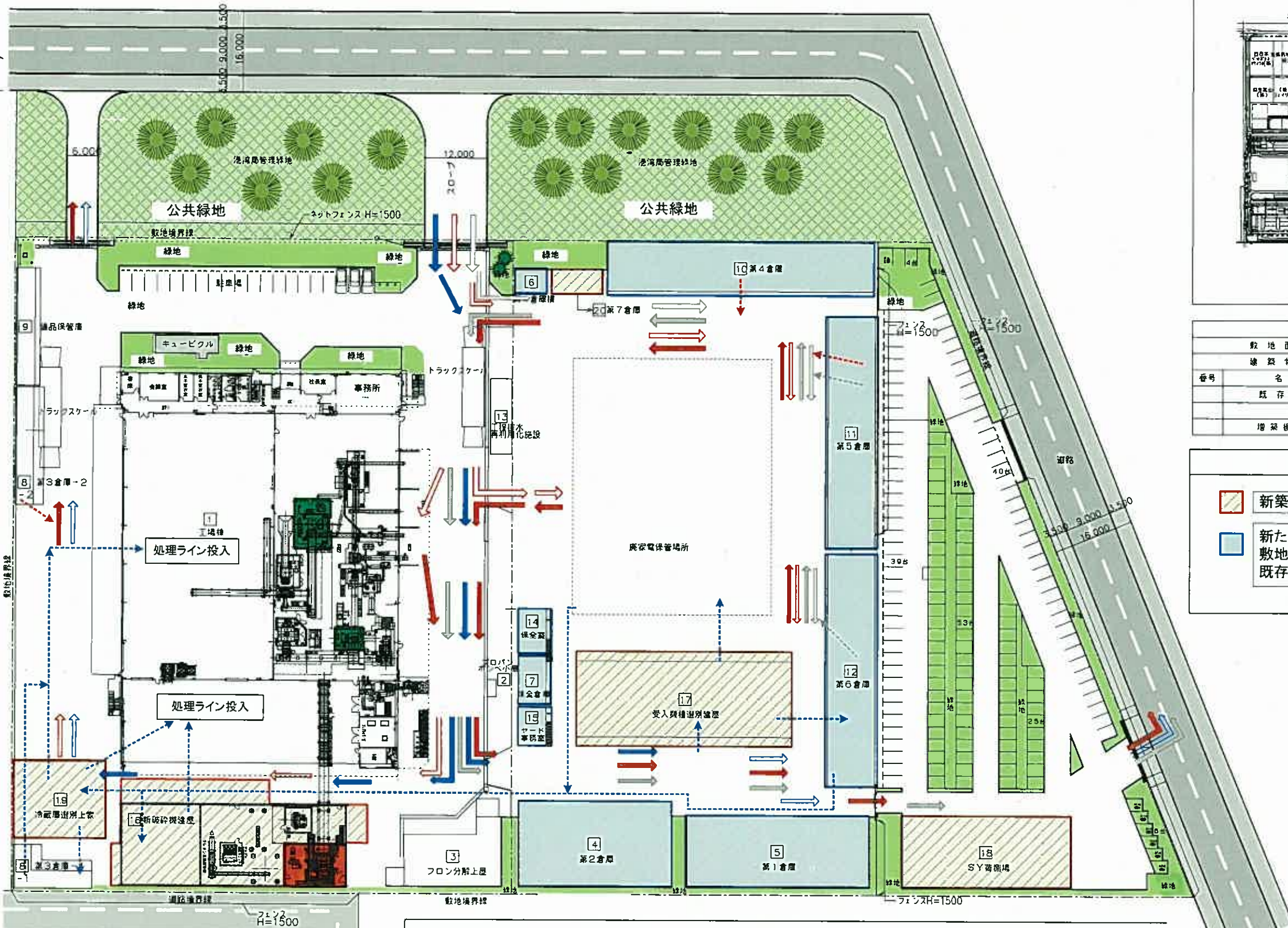
(6) 主要運搬会社

業者名	運搬物	産業廃棄物収集運搬許可番号
日本通運(株)	廃家電	第7610001001号
久留米運送(株)	廃家電	第7600063464号
(株)西原商事	廃家電	第7610002346号
日栄商事(株)	鉄・非鉄	第7600029193号
(株)イマナガ	ウレタン・ダスト類	第7610000662号
(株)イマナガ	汚泥・ガラスくず	第7610000662号

凡例

- 搬入経路(廃家電)
- 搬出経路(鉄・非鉄・プラスチック等の有価物)
- 処分経路(ガラスくず、ウレタン、汚泥等)

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 配置図 S=1/800



面積表

敷地面積	26,907.83㎡		
建築物面積表			
番号	名称	建築面積	延床面積
	既存計	7,870.72㎡	9,385.16㎡
	増築後計	10,213.21㎡	11,351.96㎡

建築区分

	新築建築物		申請施設
	新たに広がる敷地内の既存建築物		既存施設

車両搬出入ルート

	搬入	積載車	
	搬出	空車	廃家電
	搬入・移動	フォークリフト	
	搬入	空車	
	搬出	積載車	売却物
	搬出	フォークリフト	
	搬入	空車	
	搬出	積載車	廃棄物
	搬出	フォークリフト	

隣接地 株式会社リサイクルテック

隣接地

隣接地 : 北九州エコエナジー(株)

(株)北九州空き缶リサイクルステーション

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

処理フロー図

